

NTC

Joint Research

Discussion Paper Series

税務統計を用いた日本の消費税収の変動要因分析

税務大学校客員教授／新潟大学経済科学部准教授

中東 雅樹

慶應義塾大学名誉教授、東京都立大学特任教授、金融庁金融研究センター顧問

吉野 直行

税務大学校教育官

杉浦 弘明

260400-04SH

本論文の内容は全て執筆者の個人的見解であり、国税庁あるいは税務大学校の公式見解を示すものではありません。

税務大学校 

National Tax College

<https://www.nta.go.jp>

税務統計を用いた日本の消費税収の変動要因分析*

中東 雅樹^{*1}

吉野 直行^{*2}

杉浦 弘明^{*3}

要約

本研究は、日本において 2022 年から利用可能になった国税庁が保有する行政記録情報のうち、2016 年度から 2022 年度までの「消費税及び地方消費税の申告書」第一表及び第二表と納税者管理情報に基づいて構築された消費税パネルデータが有する特徴を明らかにしたうえで、既存の統計で把握しきれない納税実態の特徴や傾向を捉えたものである。さらに新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) による消費への影響、言い換えると、大きなパンデミックによる経済構造の変化を、消費税パネルデータを使って分析しようとするものである。

消費税パネルデータの特徴として、大規模な事業者に限定されるものの個人事業者の約半数、法人のほぼ全てが含まれていることが挙げられる。さらに消費税パネルデータは、行政情報として保有しているデータが消費税に関連する情報に限られるという限界はあるものの、既存の統計データに比べて付加価値の構造を詳細に捉えることができ、事業者データを時系列化したパネルデータとすることにより情報量の増加も期待できる。

消費税パネルデータを用いた既存研究に関する予備的な分析によって、簡易課税制度による益税が存在しないこと、さらに事業者免税点制度と簡易課税制度により事業者の課税売上高分布に偏りが生じていることが確認できた。さらに、構築したデータ期間が COVID-19 の発生、拡大、収束の時期と重なっていることから、COVID-19 の経済への影響を消費税パネルデータで捉えてみたところ、業種間の影響の大きさや回復スピードなどの差異の存在を明らかにできた。今後は、消費税パネルデータが有する利点を活かし、詳細な属性区分ごとの COVID-19 の経済への影響の捕捉や、大規模災害の発生による影響についても明らかにしていきたい。

キーワード：消費税、税務データ、益税、集積、事業免税点、簡易課税、付加価値

* 本研究は、「税務大学校との共同研究における国税庁保有行政記録情報利用に係るガイドライン」に基づき、国税庁に利用申出を行い、2024 年 7 月に承諾を受け、税務大学校と共同で実施した研究の成果である。本論文の見解は執筆者個人の責任において発表するものであり、国税庁および税務大学校の公式見解を示すものではない。また、本論文の作成にあたっては、税務大学校研究部のスタッフ一同に多くのご教示およびご協力をいただくとともに、角田享介先生（新潟大学経済科学部）、日本財政学会第 82 回全国大会（於：龍谷大学）において討論者をお引き受けいただいた大野太郎先生（信州大学）、座長の上村敏之先生（関西学院大学）、別所俊一郎先生（早稲田大学）からのコメントは、本論文の改善に大いに役立った。ここに記して感謝申し上げる。ただし、本論文における誤りは全て筆者らに帰属される。

^{*1} 新潟大学経済科学部准教授、税務大学校客員教授 m-nakahigashi@econ.niigata-u.ac.jp

^{*2} 慶應義塾大学名誉教授、東京都立大学特任教授、金融庁金融研究センター顧問

^{*3} 税務大学校研究部教育官

1. はじめに

日本の国の財政において消費税は基幹的な税目になっている。日本における消費税の導入は、竹下内閣時の1989年4月1日であった。その後、1997年には5%、2014年には8%に引き上げられ、2019年10月には標準税率10%（軽減税率8%）まで引き上げられた。さらに、2023年10月1日からは、消費税額の仕入税額控除において、一定の事項が記載された帳簿および適格請求書（インボイス）等の保存を要件とする適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入された。直近の国における2025年度予算（修正後）における消費税収は24兆9080億円で、一般会計分の税収（77兆8190億円）に占める割合は約32.0%となっている¹。

日本の消費税においては、納税義務者のうち小規模事業者の納税事務の負担を考慮したさまざまな特例措置が講じられるとともに、納税義務の有無が基準期間における課税売上高（税抜）に基づいて判定されている。こうした措置の存在に関して、公平性の観点からみて望ましいとはいえない益税の発生や、租税回避行動の可能性が指摘され、その実態や存否に関する研究が全世界的に進められている。

この分野の研究では、近年、諸外国において税務申告に基づくデータを用いることが増えている。日本においても2022年から国税庁が保有する行政記録情報（以下「税務データ」とよぶ）が利用できるようになった。消費税では、事業者単位の税務データが利用可能となることにより、既存研究で解明できなかった点が明らかにできることが期待されている。

本研究は、2016年度から2022年度までの「消費税及び地方消費税の申告書」第一表及び第二表の個票データ（以下「消費税パネルデータ」とよぶ）を用いた分析の意義を明らかにしたうえで、既存の統計書（国税庁『国税庁統計年報』など）では把握しきれない納税実態の特徴や傾向を捉えることにより、日本の消費税の変動の実態を明らかにすることを目的にしている。また、本研究でのデータ整備期間内に新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」とよぶ）の発生、拡大、収束を含むことから、予備的レベルではあるが、消費税パネルデータを用いてCOVID-19の経済への影響を考察する。

本論文の構成は以下のとおりである。第2節では、消費税パネルデータを利用する意義について説明する。第3節では、消費税パネルデータのデータクリーニング方法を説明したうえで、消費税パネルデータで捕捉できる事業者の範囲を明らかにする。第4節では、消費税に関する日本国内の研究において指摘されている点につき、消費税パネルデータで確認する。第5節では、国内で急速に感染が拡大したCOVID-19によるさまざまな産業への影響を消費税パネルデータに基づいて考察する。第6節では、本論文の結論を述べる。

2. 消費税パネルデータの概要と意義

近年、諸外国において税務申告に基づくデータを用いることが増えているなかで、日本においても、2022年から税務データが利用できるようになった。このうち、消費税パネルデータは、「消

¹ 財務省「税収に関する資料」URL: https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm (2025年8月24日閲覧)

費税及び地方消費税の申告書」第一表及び第二表の申告データと納税者管理データを組み合わせたもので、2016年度から2022年度にかけて課税事業者となった事業者の税務データを事業者ごとに整理したものである。

消費税パネルデータは、これまでの研究では示すことができなかった免税事業者の規模、益税の有無、課税売上高分布の特徴などを明確に示すことができる。上田・片野(2020)は理論的税収値と実際の税収の比較において、納税義務の免除により実態把握できない免税事業者の規模を一定の仮定において推計を行っているが、消費税パネルデータによって免税事業者の規模を推測できることが期待される。また、簡易課税制度を通じた益税の存在とその大きさに関する研究においても消費税パネルデータは有用である。鈴木(2011)などでは、中小企業庁「中小企業実態調査」を用いて間接的に検証されているが、消費税パネルデータによる直接的な検証が期待できる。最後に、消費税の免税点制度の影響として指摘されている売上高度数分布が免税点以下の売上高で相対的に非常に大きくなる現象(集積(bunching))についても、日本においてはこれまで行われていなかった、税務データを用いた検証の実施も期待できる。

日本の消費税は、租税体系からみれば、付加価値税として位置付けられる。消費税パネルデータには、課税事業者として申告したことがある全ての事業者が含まれているため、事業者単位での付加価値の実態を捉えることが可能である。上田・筒井(2013)や上田・片野(2020)において、消費税の税収変動要因を詳細に捉えるために付加価値構造を体系的に捉えられる産業連関表を用いた分析を行っているが²、消費税パネルデータを用いることで、既存の統計に比べてより詳細に付加価値の構造を捉えることができる。

さらに、消費税パネルデータを事業者単位でプーリングしていることによる情報量の増加も期待できる。一例として、納税義務免除時の課税売上高水準を部分的に推測できるようになることが挙げられる。日本の消費税は、事業者免税点制度の下で、当期の納税義務を免除するか否かをすでに確定した課税期間(基準期間及び特定期間)における課税売上高で原則的に判定している。事業者単位でプーリングされたデータであれば納税義務の免除と発生のパターンが把握できるので、納税義務が免除になっている事業者の課税売上高を部分的に推測できることになる。

他方で、行政情報として保有しているデータが消費税に関連する情報に限定されるという限界がある。たとえば、消費税パネルデータには、消費税額の決定に直接関わりがある課税売上高、控除対象仕入税額の情報は租税制度に関わりのある範囲で記録されているが、直接関係がないその他の財務情報は捉えることはできない。また、課税売上高や控除対象仕入税額に関する情報も申告時に記録されるため、納税義務が免除された時の状況を捉えることはできない。さらに、課税期間での納税義務の有無が、基準期間や特定期間といった過去の課税売上高に依存しているため、観察される現象だけで経済活動の実態を表せていない可能性が考えられる。

こうした限界はあるものの、事業者単位でプーリングされた消費税パネルデータは、事業者が有する固有要素をコントロールして分析できる点で有意義であるとともに、今後、他の税務データとの接合などを行えば、体系的な税をめぐる情報を獲得でき、事業者の実態を捉えることも期待できる。

² 税収変動の分析として、他に税の所得弾力性を通じたマクロ経済への影響を捉えた吉野・羽方(2007)がある。

3. 消費税パネルデータの整備

消費税パネルデータの利用にあたっては、申告データに対してデータクリーニングが必要である。そこで、本節では、まず本研究で使用する年度単位でプーリングされた消費税パネルデータの整備内容を説明する。そのうえで、消費税パネルデータによる日本における事業者の捕捉規模を明らかにする。

3.1 消費税パネルデータの構築

消費税の申告データは、申告書の情報そのものがデータ化されているため、申告における多種多様な事情を含んだものである。年度間や事業者（個人事業者および法人）間での比較を行うにあたっては、こうした多種多様な事情をできるだけ同一条件に揃える必要がある。以下では、申告データを事業者ごとに1年単位の事績で揃えて消費税パネルデータを構築するにあたり、最低限必要となる課税期間および同一課税期間の複数回の申告に対する取り扱いについて説明する。

消費税における課税期間は、個人事業者は暦年（1月1日開始、12月31日終了）、法人は事業年度が原則とされている。ただし、恒常的に還付が生じる輸出業者等において、仕入に係る消費税額の還付までの期間が長くなるほど資金負担が大きくなることなどを考慮して、届出によって原則とは異なる課税期間（3か月ごとまたは1か月ごと）を選択できることとしている。そのため、消費税の申告データをパネルデータ化するにあたっては、申告データを1年間の事績に集計しなおすとともに、同一の年月日で揃っていない課税期間単位のデータに対して年度区分を定める必要がある。

そこで、本研究で使用する消費税パネルデータにおける年度区分は、国税庁「国税庁統計年報」における年度区分と同じとし、法人の1年間の事績は事業年度の終了日が含まれる年度のデータとして扱うこととした。たとえば、事業年度が2019年5月10日に開始し2020年5月9日に終了する法人の消費税の申告データは、事業年度が終了する2020年5月9日が2020年度内の月日であることをふまえ、法人の活動事績の多くが2019年度内に含まれていても、2020年度のデータとして扱うことになる。なお、個人事業者は、課税期間が原則として暦年のため、12月31日が含まれる年度のデータとして扱うことになる。

また、消費税の確定申告と納付は、原則として、個人事業者は課税期間の翌年の3月末日まで、法人は課税期間の末日の翌日から2か月以内としている。ただし、納付以降においても修正申告が起りえるため、同一の事業者の同一年度に複数の申告データが含まれることも生じる。本研究で用いる消費税パネルデータは、修正申告がなされるなどして同一年度に複数レコードが存在する場合、申告年月日が最新のものを採用している。

さらに、消費税パネルデータには、事業者として存在するものの、2016年度から2022年度の期間内に一度も申告がなかったために全てが欠損値になっている事業者が存在することも考えられる。消費税パネルデータの構築においては、一度も課税事業者としての申告がない事業者は、消費税パネルデータからは除外することとした。

上記の処理によって、個人事業者数が1,900,967、法人数が2,486,250、合計4,387,217事業者の大規模消費税パネルデータを構築した。

3.2 欠損要因の特定化

消費税パネルデータは、不完備パネルデータで、欠損値が存在する。その要因として考えられることは大きく3つである。一つは2016年度から2022年度の間新規に事業を開始する、もしくは合併、清算および死亡などによって事業者が廃業するといった事業者の不存在による欠損である。二つ目として、事業者は存在するものの休業中等であることによる欠損が挙げられる。最後に、事業者は活動しているものの納税義務が免除されていることによる欠損である。

そこで、本研究では、消費税パネルデータにおける欠損値を要因別に識別するため、二段階で特定化を行う。まず、欠損値の要因のうち、事業者の不存在による欠損値と休業による欠損値を特定する。事業者の不存在による特定では、消費税パネルデータに含まれる納税者管理データに含まれる事業者の開始年度と終了年度に関する情報を利用する。これにより事業者の不存在による欠損を確定する。そして次の段階で、その年度内に存在する欠損値において、休業中によるもの、または納税義務の免除によるものを識別する。

第一段階である事業者の存否の特定は、具体的に以下のように実施した。事業者の開始年度は、法人においては設立年度、個人事業者においては納税地において最初に納税記録が作成された時点により特定している。終了年度は、複数の方法を組み合わせて特定している。一つは申告区分を用いた特定である。法人においては合併や清算などによる課税期間終了の申告情報、個人事業者においては相続人が提出する被相続人分の申告などの申告区分情報により終了年度を特定している。二つ目は、課税期間終了の申告情報がない場合におけるデータの欠損パターンによる終了年度の特定である。課税期間における納税義務の免除の判定が、基準期間（課税期間の前々年または前々事業年度）と特定期間（個人事業者については前年1月1日から6月30日までの6か月間、法人については原則として前事業年度開始の日以後6か月間）における課税売上高等を用いて行われることをふまえ、データの欠損パターンから事業が終了していると判断できる年度を終了年度として特定している。さらに、法人においては、データの存在する最後の年度で稼働状況が休業中となっている事業者は、再度課税事業者としてのデータがないかぎり休業し続けているものとして扱っている。なお、上記3つ以外で終了年度を特定できない事業者は、2022年度まで事業者は存在しているものとして扱っている。

上記の事業者の開始年度と終了年度を特定した後に、第二段階として、その期間内の欠損値を要因別に特定する。まず、稼働状況が休業中となっている年度以降にある欠損値は休業による欠損として扱い、その他は、納税義務の免除による欠損とした。

表1は、上記の二段階の方法により欠損値を識別し、消費税パネルデータの各年度の免税事業者の数を、個人事業者または法人の別に示している³。なお、2016年度、2021年度と2022年度においては、前後の年度が存在しないことによって終了年度を特定することが困難であるとともに欠損要因も明確に識別できないため、免税事業者の数を示していない。表1によると、2017年度から2020年度にかけての個人事業者数は、免税事業者となっている事業者数が課税事業者の数の半数程度存在し、全体として175万程度存在すると推測される。また、免税事業者である法人数が課税事業者の数の17%程度存在し、実際に事業活動している法人数は全体として230万程度

³ 参考として、課税事業者の課税売上高分布と課税標準額分布を付録に示している。

存在すると推測される。

そして、表1において特徴的な現象として、2020年度以降の課税事業者の変動において、とくに個人事業者がCOVID-19の影響を受けていると考えられる。各年度の課税事業者の課税売上高の水準と免税事業者数は、各年度を課税期間としたときの基準期間および特定期間の課税売上高に大きく依存して決まる。たとえば、個人事業者の2020年度と2021年度において課税売上高1000万円以下の割合が急激に増加している現象がみられる。これは、基準期間と特定期間の課税売上高により2020年度において課税事業者に該当したものの、2020年度の課税売上高がCOVID-19の影響を受けた結果、個人事業者だけでなく法人においても課税売上高1000万円以下の事業者数が増えることになったと考えられる。また、個人事業者において2022年度における課税事業者数が減少しているのは、COVID-19の影響を直接反映したものといえよう。

表1 課税事業者と免税事業者の推定値

(1)個人事業者

年度	課税事業者	うち課税売上高 1000万円以下		免税事業者	合計
		数	割合		
2016	1,179,589	207,752	(17.6%)	—	—
2017	1,174,480	206,865	(17.6%)	585,515	1,759,995
2018	1,167,039	204,321	(17.5%)	599,171	1,766,210
2019	1,159,304	201,780	(17.4%)	601,963	1,761,267
2020	1,154,153	267,361	(23.2%)	593,250	1,747,403
2021	1,158,532	280,587	(24.2%)	—	—
2022	1,071,234	192,605	(18.0%)	—	—

(2)法人

年度	課税事業者	うち課税売上高 1000万円以下		免税事業者	合計
		数	割合		
2016	1,896,579	125,983	(6.6%)	—	—
2017	1,907,278	126,241	(6.6%)	311,530	2,218,808
2018	1,922,333	128,217	(6.7%)	331,629	2,253,962
2019	1,939,630	132,100	(6.8%)	340,574	2,280,204
2020	1,953,163	167,254	(8.6%)	348,794	2,301,957
2021	1,965,944	176,939	(9.0%)	—	—
2022	1,942,090	136,402	(7.0%)	—	—

(注1) 課税売上高1000万円以下の欄における括弧内の割合は、課税事業者に対する割合を示す。

(注2) 法人の事業者には休業中または更生中の事業者を含まない。

(出所) 消費税パネルデータより筆者作成

3.3 消費税パネルデータによる事業者の捕捉状況

本研究で構築した消費税パネルデータが、日本国内に存在する事業者をどの程度捕捉しているかを、国内の事業者数を把握する統計との比較を通じて明らかにする。

現在、事業所・企業を対象にする統計調査では、統計法(平成19年法律第53号)第27条第1項に基づき事業所母集団データベース(ビジネスレジスター)として総務省統計局が整備してい

る母集団名簿を利用している。樽松・山下(2025)によれば、2022（令和4）年時点において調査書類の配布や標本設計に利用するために提供される母集団（2022（令和4）年次フレームとよばれる）に含まれている民営の事業所数は約 600 万事業所、企業数は約 370 万企業である⁴。さらに、事業所母集団データベース整備の一環として、「経済センサス」における法人の企業数と財務省「法人企業統計」の法人企業統計母集団名簿での企業数の乖離を調査している（総務省統計局事業所情報管理課，2023）。それによると、2016 年実施における「経済センサス—活動調査」の約 200 万法人のうち、活動状態（休業か否か）を確認できたのは約 185 万法人、調査員が新たに把握した新規法人が 5 万法人、法人番号で追加した法人 160 万法人のうち活動状態を確認できたのは 100 万法人であることが明らかになっており、活動状態を確認できた法人数は合計で 290 万法人と推測されている。ただし、事業所母集団データベースには、廃業済み企業や休業中企業も含まれ、かつ活動状況を把握している企業数には休業中の企業も含まれている点で、実際に事業を行っている企業数は捉えられない。

母集団名簿をベースに実際に事業活動を行っている事業者を全数調査で捉えた統計として「経済センサス—活動調査」がある。「経済センサス—活動調査」は事業活動を行っている実態ベースでの事業所数や企業等⁵の数を捉えている。なお、総務省・経済産業省「令和3年経済センサス—活動調査結果」においては、民営の企業を捕捉する甲調査における事業所の調査対象範囲は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、国及び地方公共団体の事業所、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業（日本標準産業分類小分類コード 792）、外国公務の事業所を除く全ての事業所である。また、「経済センサス—活動調査」においては、事業所が廃業または従業員がいない状態での休業である場合、調査対象から外れることになっている。

表2は、総務省・経済産業省「令和3年経済センサス—活動調査結果」における2021年の企業等数を示すとともに、「令和3年経済センサス—活動調査」で調査対象外となっている農林漁業の個人経営体数を農林水産業「2020年農林業センサス」と「2023年漁業センサス」で把握したものである。これらの統計に基づいた日本国内で生産活動している企業等数はおおよそ480万、うち法人は約207万、個人事業者は約274万と推測できる。

ここで、表1で明らかになった消費税パネルデータに含まれる事業者の数と比較すると、消費税パネルデータは、日本の法人で実際に活動している法人のほとんどを捕捉できていると考えられる。個人事業者に関しては、経済センサスで捕捉している個人事業者のうち、消費税パネルデータで捕捉できている数は全体の6割強であり、残りは課税売上高が1000万円に到達していない個人事業者であると推測できる。法人に関しては、表1の消費税パネルデータで捕捉されている事業者数が表2の経済センサスで捕捉されている事業者数よりも多くなっていることから、消費税パネルデータは経済センサスに比べて法人を広く捕捉できていると考えられる。他方、国税庁「国税庁統計年報」における2021年度（令和3年度）の内国普通法人の申告法人数は2,873,908であり、消費税パネルデータで捕捉されている法人数に比べて多くなっている。これは、消費税パネルデータに含まれる法人は、2016年度から2022年度に一度でも課税事業者になっている法

⁴ 事業所母集団データベース整備における経緯の詳細は、樽松・山下(2025)を参照されたい。

⁵ 企業等は、外国の会社を除く事業・活動を行う法人と、個人経営の事業所を指す。なお、個人経営において同一の経営者が複数の事業所を経営している場合には、まとめて一つの企業等として扱われる。

人に限定されていることに加え、実際に事業活動を行っている法人であるためと考えられよう。以上から、消費税パネルデータは、実際に事業活動を行っている法人のほとんどを捕捉できおり、法人の企業活動の分析において消費税パネルデータの利用は有用であることが示唆される。

表2 日本における2021年の企業等数の構成

種別区分	企業等数
総数	3,684,043
法人	2,065,478
会社企業	1,781,320
株式・有限・相互会社	1,724,832
合名・合資会社	13,171
合同会社	43,317
会社以外の法人	284,158
個人	1,618,565
(参考) 農林業・個人経営体 (2020年)	1,056,801
(参考) 漁業・個人経営体 (2023年)	61,388

(注) 総数には農林漁業における個人経営の事業体、家事サービス業に属するもの、外国公務に属するものは含まれていない。参考として、「経済センサス—活動調査」の調査対象外の事業者のうち、「2020年農林業センサス」における個人経営体の数と「2023年漁業センサス」の個人経営体の数を示している。

(出所) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス—活動調査結果」、農林水産省「2020年農林業センサス」、「2023年漁業センサス」より筆者作成

4. 消費税パネルデータを用いた分析

本節では、本研究により構築した消費税パネルデータを用いた分析として、消費税に関する先行研究で指摘されていることのうち、簡易課税制度の存在による益税の存否と課税売上高分布における事業者免税点以下の課税売上高での集積現象の存否について、記述統計レベルではあるものの検証することにした。

4.1 簡易課税制度による益税の存否

簡易課税制度は、中小事業者の納税事務負担に配慮する観点から設けられている制度である。具体的には、基準期間における課税売上高が5000万円以下の事業者が、消費税簡易課税制度選択届出書を所轄税務署長に提出することにより簡易課税制度の適用を受けることができる。この制度を適用した場合、課税期間の課税売上高に係る消費税額に、みなし仕入率を乗じて算出した金額を仕入税額控除額と算出できる。なお、みなし仕入率は、事業区分の種類（業種）ごとに定められており、実態調査に基づいた実際の仕入高などを勘案して改正されている⁶。

こうした簡易課税制度の存在は、実際の仕入率とみなし仕入率の乖離を通じて益税を生じさせ

⁶ みなし仕入率の推移は、下山(2020)および財務省資料「消費税の中小・小規模事業者向けの特例に関する資料」https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d06.htm (2025年9月8日閲覧)を参照されたい。

る可能性が指摘されている。益税とその大きさに関する先行研究として、鈴木(2011)や下山(2020)などが挙げられる。鈴木(2011)は産業連関表と日本の国民経済計算を用いて推計し、下山(2020)は『中小企業実態基本調査』を用いて推計している。両研究に共通した結論として、簡易課税制度による益税は同制度の導入当初は大きかったが、同制度が厳格化されるにしたがって減少していることを示している。

以上をふまえ、本研究では、消費税パネルデータを用いて、簡易課税の適用状況を業種別に示し、益税の存否の可能性を明らかにする。ここで、本研究における消費税パネルデータでの仕入割合は、消費税パネルデータの消費税額に対する控除対象仕入税額の割合を用いている。これは、消費税パネルデータでは実際の仕入割合を直接得られないものの、消費税額が課税売上高に基づいて計算され、かつ控除対象仕入税額が課税仕入れの額に基づいて計算されていることをふまれば、消費税額に対する控除対象仕入税額の割合は実際の仕入割合を近似できると考えられるためである。ただし、消費税の課税対象は、原則、国内で行う取引に限られ、輸出取引等は対象外であるため、売上において輸出取引等の割合が大きい事業者や業種では相対的に仕入割合が大きくなると考えられる。

また、課税売上高が 5000 万円以下の小規模事業者であっても簡易課税制度を適用しない事業者も存在する。これは、取引のうち輸出取引等の割合が高いなど控除対象仕入税額がみなし仕入率に基づく額よりも大きくなり、さらに還付税額の発生が予想される場合、事業者が原則課税を嗜好するためである。簡易課税制度の存在により益税が存在しているならば、嗜好の結果により簡易課税制度を適用した事業者の仕入率はみなし仕入率にほぼ一致し、簡易課税制度を適用していない事業者の仕入率は簡易課税制度を適用した事業者の仕入率に比べて小さくなっていると考えられる。

表 3 は、業種別、簡易課税制度適用の有無別、課税売上高別に 2018 年度の法人における仕入割合の平均を示したものである。ここで、2018 年度の計算結果のみを示しているのは、2019 年 10 月の消費税率の引き上げ、および 2020 年 1 月以降の COVID-19 発生という特殊要因を除外するためである。さらに、表 3 の計算に用いた法人は、休業中または更生中の法人、2017 年度以降に設立された法人、および課税期間特例を選択している事業者を除外している。2017 年度以降に設立された法人の除外は、設立直後の売上が極端に少ない時期において還付申告する可能性があるためであり、課税期間特例を選択している事業者の除外は、輸出等の免税取引を行う事業者が資金繰りの改善を目的に課税期間特例を選択している可能性があるためである。

まず、簡易課税制度を適用した事業者の仕入率は、事業者によって業種と事業実態が必ずしも一致しない場合や複数の事業を営んでいることで複数のみなし仕入れ率を適用している場合がある理由で業種から想定されるみなし仕入率と必ずしも一致しないが、みなし仕入率と大きく乖離していないことが確認できる。次に、課税売上高が 3000 万円以下の同一区分の事業者のなかで簡易課税制度の適用の有無による仕入割合の違いをみると、簡易課税制度が適用されていない原則課税の場合において仕入率が 100%を上回る事業区分が多く存在することがわかる。これは、事業活動において消費税の免税対象となる輸出取引が多いことなどによって課税売上高に比して課税仕入れが大きくなると事業者が予想して原則課税を選択したものといえ、経済合理的な行動の結果であると考えられる。最後に、課税売上高が 3000 万円超 5000 万円以下の事業者における簡易課税制度の適用の有無による仕入率を比べると、製造業や卸売業、小売業、建設業はほぼ同一で

あるが、それら以外の業種では、簡易課税制度を適用した事業者の仕入率は原則課税の事業者の仕入率を下回っていることがわかる。課税売上高 3000 万円超 5000 万円以下の簡易課税制度を適用していない事業者の仕入率と課税売上高が 5000 万円超の事業者の仕入率がほぼ同水準であることをふまえると、簡易課税制度を適用した事業者が経済的な有利を得たとはいえ、益税が発生しているとはいえなかった。益税の存在に関しては、鈴木(2011)や下山(2020)において年を追うごとに小さくなっていることが示されていたことをふまえると、表3において益税が明確に存在していないという結果は整合的であるといえよう。

表3 法人の 2018 年度における消費税額に対する控除対象仕入税額の割合

(単位：%)

	課税売上高					(参考) 簡易課税 制度での みなし仕入率
	3000万円以下		3000万円超 5000万円以下		5000万円 超	
	簡易課税	原則課税	簡易課税	原則課税		
製造業	66.4	81.1	66.8	67.7	84.5	70
卸売業	78.6	88.4	80.7	81.9	91.3	90
小売業	74.4	84.8	76.1	79.3	86.2	80
建設業	65.5	73.6	65.9	67.2	78.2	70
運送業	51.2	117.6	51.3	73.6	74.2	50
サービス一業	52.0	76.0	52.6	65.9	64.9	50
サービス二業	56.6	69.9	57.1	66.6	70.7	50
料理・旅館・飲食店業	58.4	78.4	59.0	68.4	66.5	60
その他の業	45.9	110.6	47.8	78.2	77.5	40~70

(注1) (参考)において各業種でみなし仕入率として示している数値は、簡易課税制度の事業区分と対応していると考えられる事業区分を記載している。実際には、2種類以上の事業を営む事業者の仕入控除税額は、事業区分別の消費税額の加重平均を原則とするため、簡易課税制度適用事業者であっても実際の仕入割合はみなし仕入率と一致しない。

(注2) サービス一業はサービス二業以外のサービス業、サービス二業は主に修理業等である。

(出所) 消費税パネルデータより筆者作成

4.2 事業者免税点制度と簡易課税制度による課税売上高分布への影響

日本の消費税においては、小規模事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられている特例措置として、事業者免税点制度と簡易課税制度がある。事業者免税点制度は、ある課税期間における納税義務の免除をその基準期間または特定期間といった過去の課税期間の課税売上高により判定するものである。これは、山田(2017)によれば、事業者が自ら納税義務者であるかどうかを判定し、一定の期間をかけて消費税相当額分の転嫁を適切に行うためとされている。簡易課税制度は、先述のとおり、事業者の選択により、課税売上高に係る消費税額に基づいて仕入れに係る消費税額控除対象仕入税額を算出できる制度である。

これら消費税における特例措置は、事業者自らが課税売上高を含む事業規模を調整することに

より税負担を軽減させる可能性があり、結果として課税売上高の度数分布において課税売上高 1000 万円または 5000 万円以下の事業者数を相対的に大きくする現象（集積 (bunching)）を生じさせることが考えられる。また、同様の現象は、仕入税額控除額をみなし仕入率を用いて計算することによる税務会計上の事務負担の軽減が事業者にも簡易課税制度の有利性として認識されている場合にも生じうると考えられる。

事業者分布の集積に関する先行研究として、日本においては、消費税の事業者免税点を対象にして Hosono et al. (2019) と市川ほか(2021)が企業信用調査データ (Hosono et al. (2019)は株式会社東京商工リサーチのデータ、市川ほか(2021)は株式会社帝国データバンクのデータ) を用いて分析を行っている。他方で、諸外国では集積現象に関して税務行政記録データを用いた検証が行われている。具体的には、フィンランドを対象にした研究として Harju et al. (2019)、英国を対象にした研究として Liu et al.(2021)が挙げられる。

以上のことをふまえ、本研究では、税務データである消費税パネルデータを用いて、年度別および業種別の課税売上高分布をみることで、事業者免税点制度および簡易課税制度の存在による課税売上高分布での集積の存否を確認する⁷。

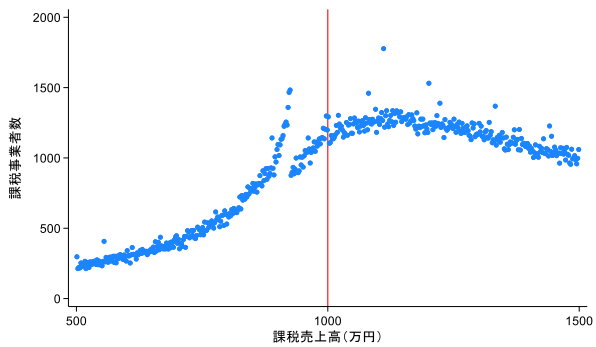
まず、事業者免税点制度の存在による課税売上高分布での集積の存否を確認する。図 1 は、個人事業者の課税売上高分布を課税売上高 500 万円以上 1500 万円未満の範囲で散布図を用いて描いたもの（階級幅は 2 万円）で、図 2 は、法人の課税売上高分布を課税売上高 500 万円以上 1500 万円未満の範囲で散布図を用いて描いたもの（階級幅 2 万円）である。全ての図に示されている赤線は、消費税における事業者免税点制度において免税事業者と課税事業者を分ける課税売上高 1000 万円を示している。

図 1 と図 2 を比較すると、図 1 の個人事業者においては、課税売上高 900 万円から 1000 万円の範囲で課税事業者数が相対的に非常に大きくなる現象の存在が示されているが、図 2 の法人においては、個人事業者ほど顕著にみられていないことがわかる。企業信用調査データで集積を示した市川ほか(2021)と同じ現象は、消費税パネルデータにおいては主に個人事業者で観察されていることがわかる。また、個人事業者における集積の現象が、COVID-19 の感染者数が増える 2020 年度以降に不明瞭になっていることもわかる。要因として考えられることとして、一つは、2020 年度以降、課税売上高が 1000 万円以下となる事業者が急増しており、その結果、相対的に集積現象が見えにくくなっている可能性である。また、課税売上高が 1000 万円以下の事業者は、2 年後には免税事業者となり消費税パネルデータにおいて欠損値になることで、集積現象が隠されている可能性が示唆される。

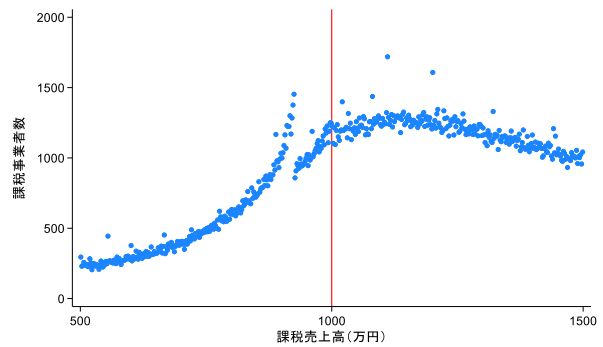
⁷ 市川ほか(2021)では集積の存否を売上高分布の実際の分布と反実仮想分布を比較する集群推定法で明らかにしているが、本研究は分布の描画に基づいている。集群推定法の日本語による解説は鈴木(2023)を参照されたい。

図1 課税売上高 500 万円以上 1500 万円未満の個人事業者の課税売上高分布

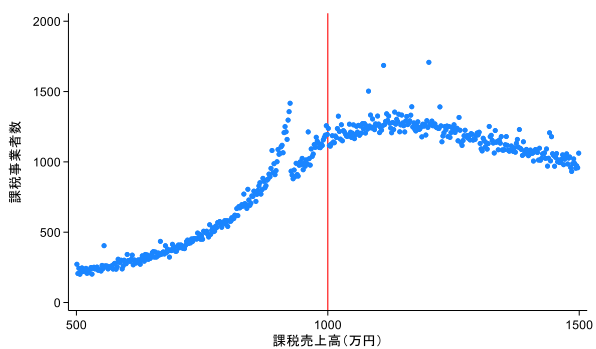
(1) 2016 年度



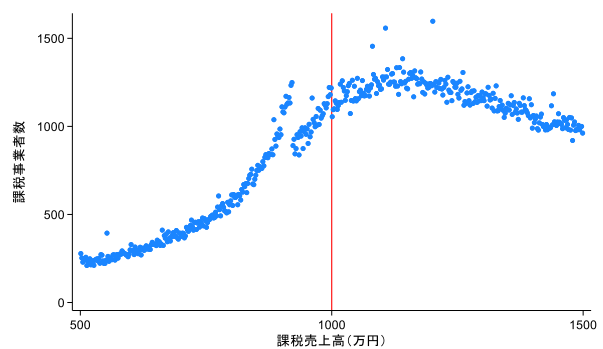
(2) 2017 年度



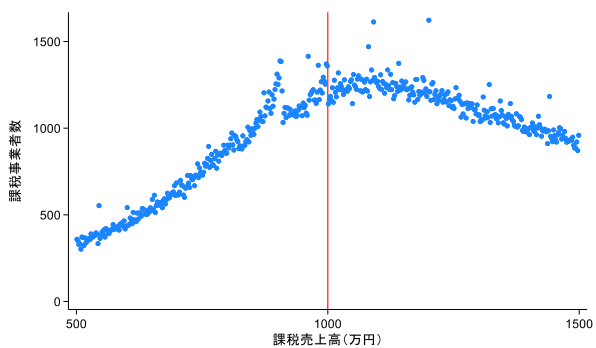
(3) 2018 年度



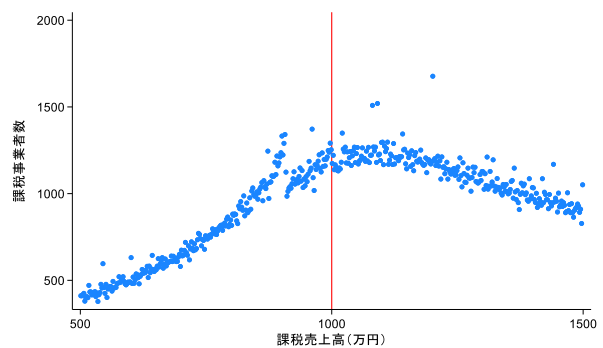
(4) 2019 年度



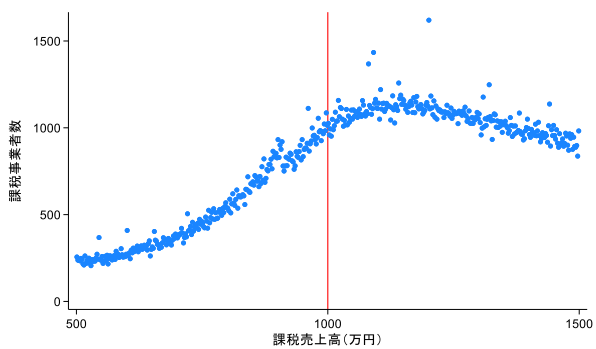
(5) 2020 年度



(6) 2021 年度



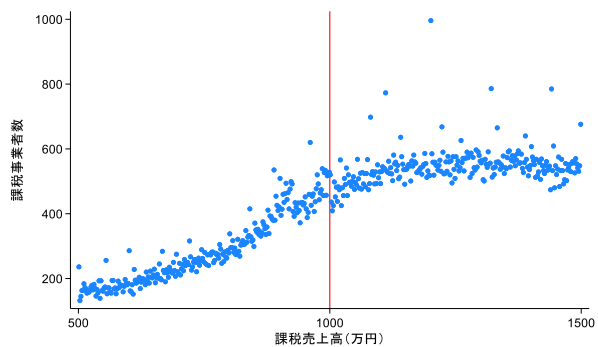
(7) 2022 年度



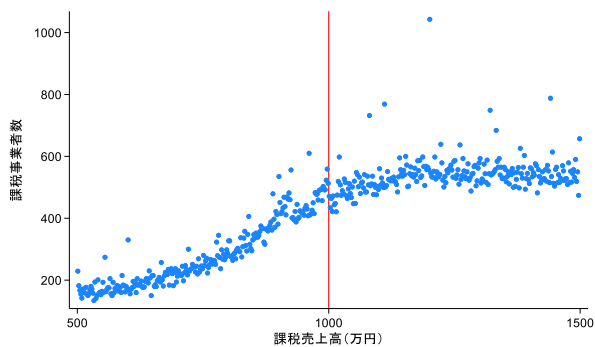
(出所) 消費税パネルデータを用いて筆者作成

図2 課税売上高 500 万円以上 1500 万円未満の法人の課税売上高分布

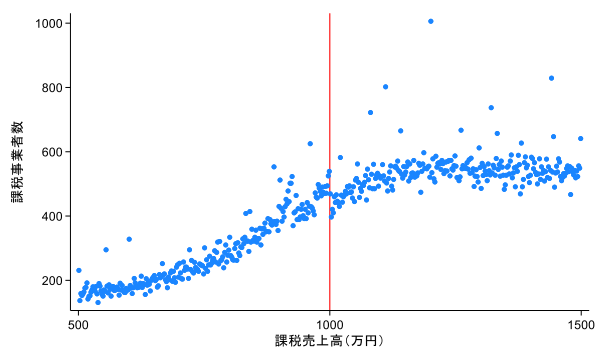
(1) 2016 年度



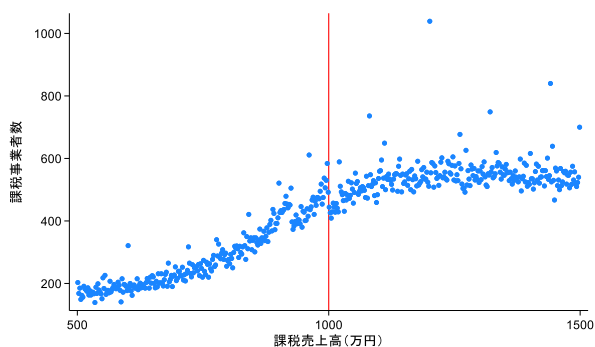
(2) 2017 年度



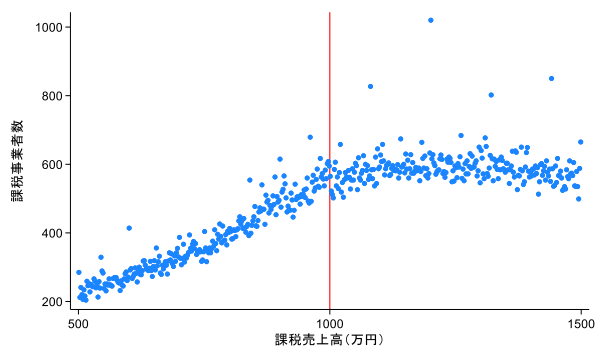
(3) 2018 年度



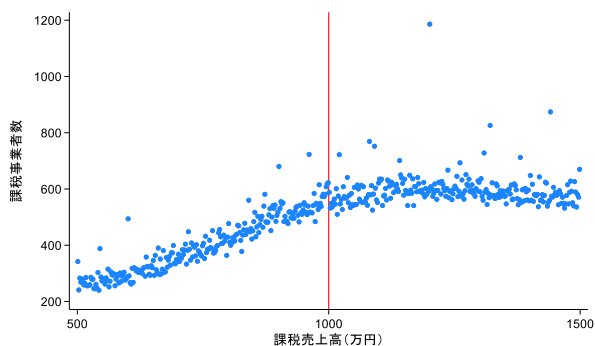
(4) 2019 年度



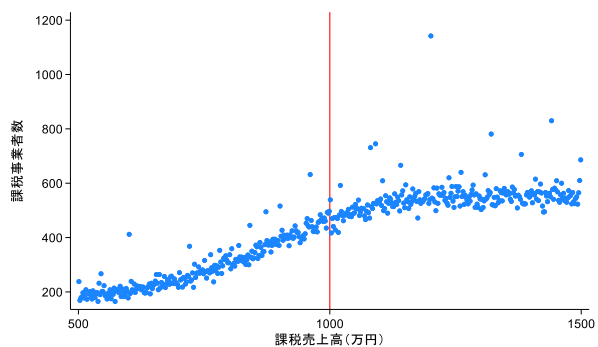
(5) 2020 年度



(6) 2021 年度



(7) 2022 年度



(出所) 消費税パネルデータを用いて筆者作成

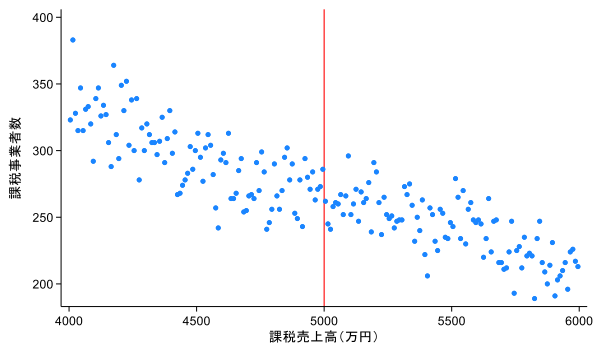
次に、簡易課税制度による課税売上高分布での集積の存否を確認する。まず、個人事業者での集積の存否を確認する。図3は原則課税を適用している個人事業者の課税売上高分布を、図4は簡易課税を適用している個人事業者の課税売上高分布を描いたものである。両図とも、課税売上高4000万円以上6000万円未満の範囲で散布図を用いて描き（階級幅は10万円）、赤線は簡易課税適用と原則課税適用を分ける課税売上高5000万円である。事業者を原則課税適用事業者と簡易課税適用事業者に分けたのは、原則課税が適用された場合の仕入れ率と簡易課税が適用された場合のみなし仕入れ率が乖離する事業者では、納付すべき消費税額の計算方法が異なることによって結果的に分布に違いが出る可能性があるためである。図3と図4を比べると、原則課税を適用している個人事業者の課税売上高分布はばらつきが大きく明確な傾向は確認できなかった。一方で、簡易課税を適用している個人事業者の課税売上高分布は、課税売上高5000万円を境に、事業者数が低水準になっていることがわかる。このことは、簡易課税を適用している個人事業者の一定数が、みなし仕入れ率の適用による有利性を認識して、課税売上高を抑制している可能性を示唆している。

次に、簡易課税制度による法人における課税売上高分布の集積の存否を確認する。図5は原則課税を適用している法人の課税売上高分布を、図6は簡易課税を適用している法人の課税売上高分布を描いたものである。両図とも、課税売上高4000万円以上6000万円未満の範囲で散布図を用いて描き（階級幅は10万円）、赤線は簡易課税の適用可否の基準となる課税売上高5000万円である。図5と図6を比べると、個人事業者と同じ傾向を示し、簡易課税を適用している法人の課税売上高分布は、課税売上高5000万円を境に事業者数が低水準に移行しており、簡易課税を適用している法人の一定数が、みなし仕入れ率の適用による有利性を認識して、課税売上高を抑制していることが想起される。

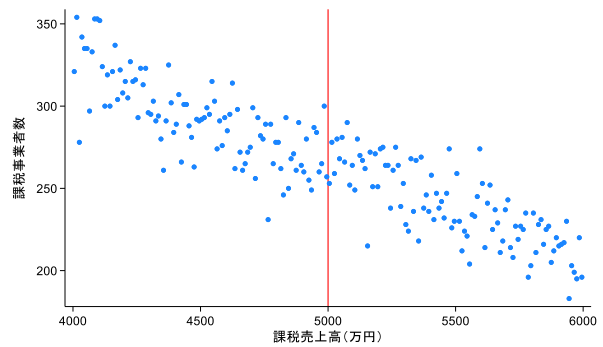
このことから、Hosono et al.(2019)や市川ほか(2021)などで指摘された事業免税点制度だけでなく、簡易課税制度においても課税事業者分布における集積の存在が示唆されることが明らかになった。

図3 課税売上高 4000 万円以上 6000 万円未満の原則課税適用個人事業者の課税売上高分布

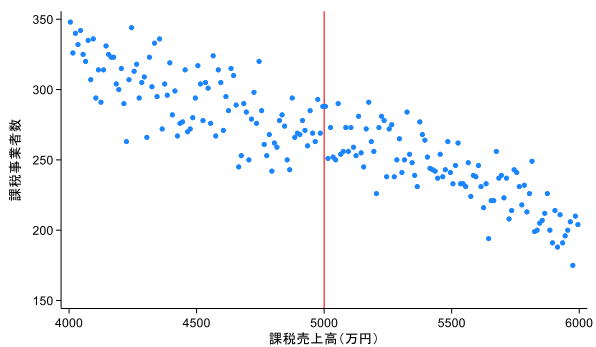
(1) 2016 年度



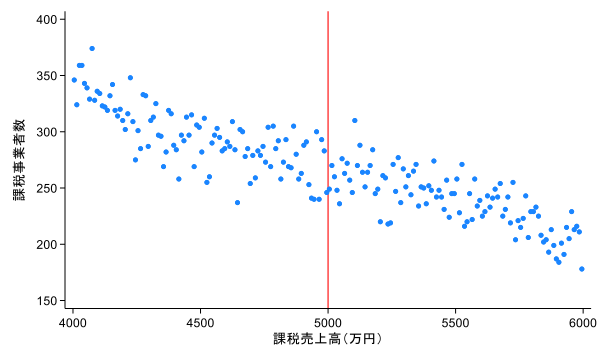
(2) 2017 年度



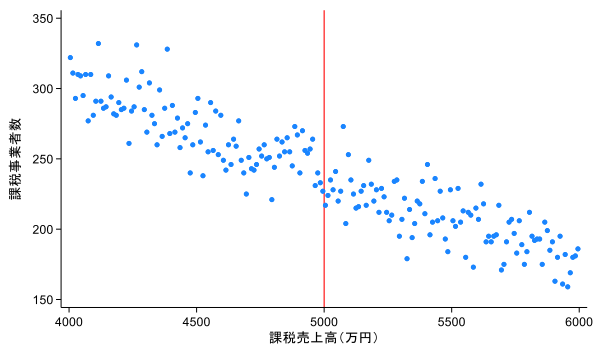
(3) 2018 年度



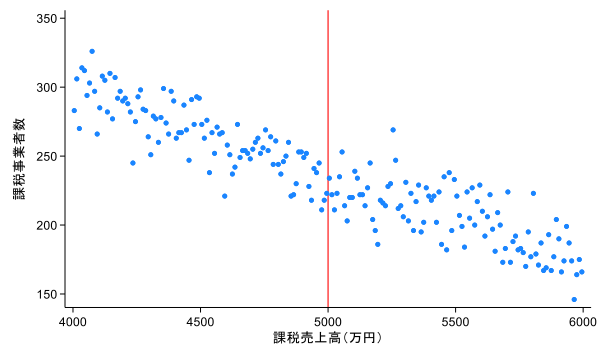
(4) 2019 年度



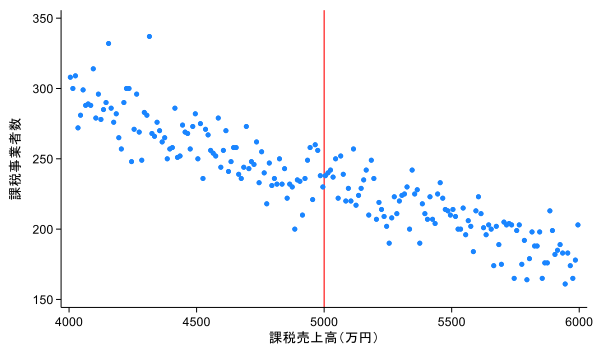
(5) 2020 年度



(6) 2021 年度



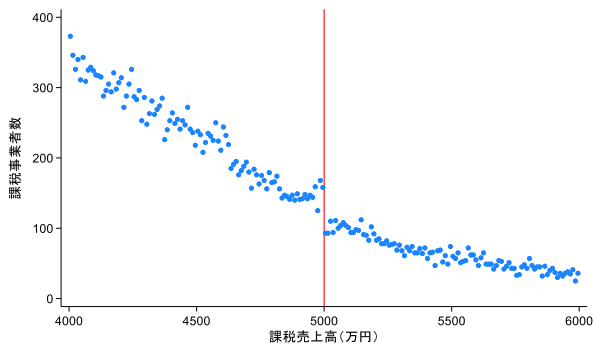
(7) 2022 年度



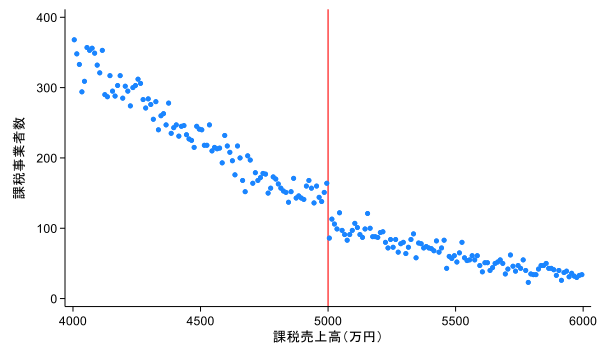
(出所) 消費税パネルデータを用いて筆者作成

図4 課税売上高 4000 万円以上 6000 万円未満の簡易課税適用個人事業者の課税売上高分布

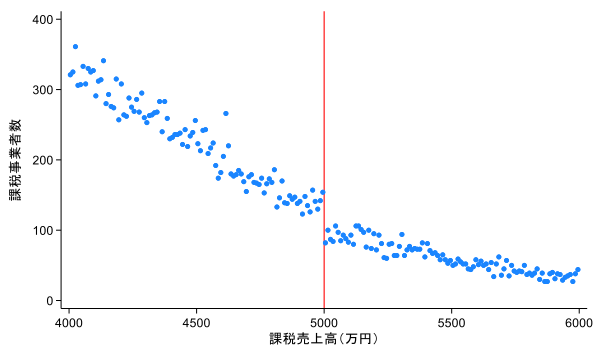
(1) 2016 年度



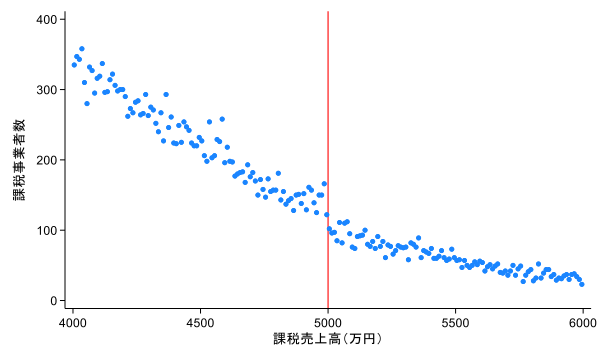
(2) 2017 年度



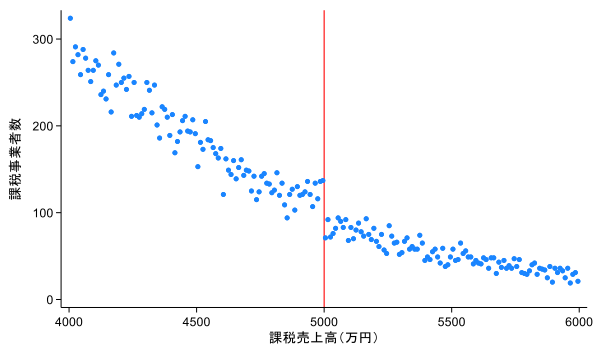
(3) 2018 年度



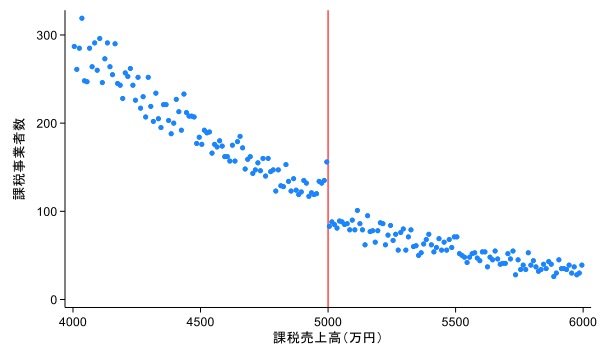
(4) 2019 年度



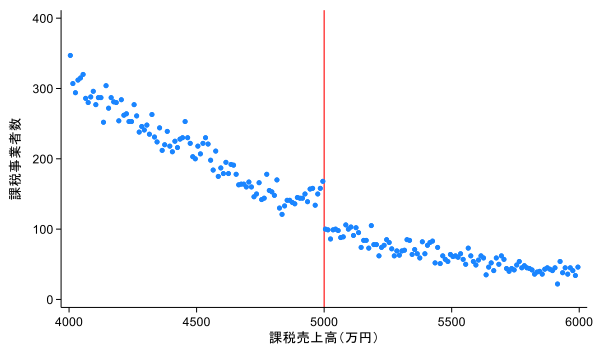
(5) 2020 年度



(6) 2021 年度



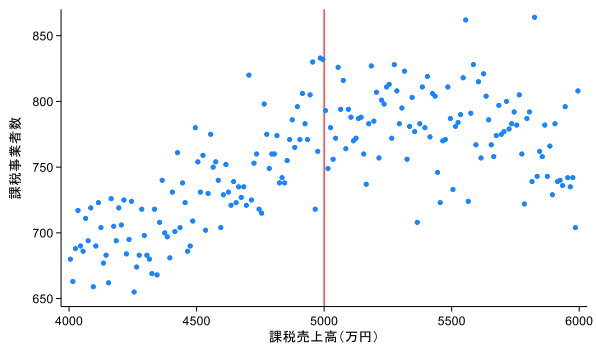
(7) 2022 年度



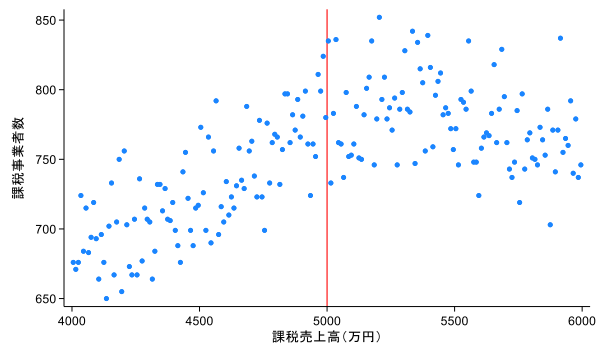
(出所) 消費税パネルデータを用いて筆者作成

図5 課税売上高 4000 万円以上 6000 万円未満の原則課税適用法人の課税売上高分布

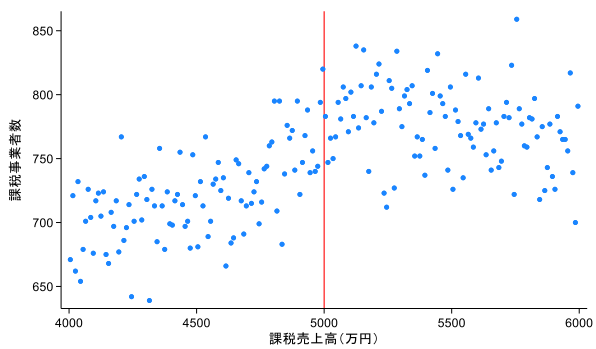
(1) 2016 年度



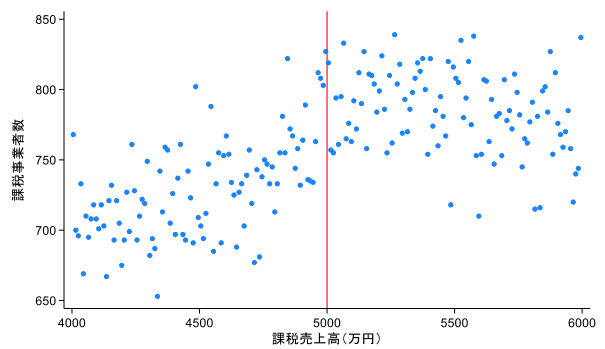
(2) 2017 年度



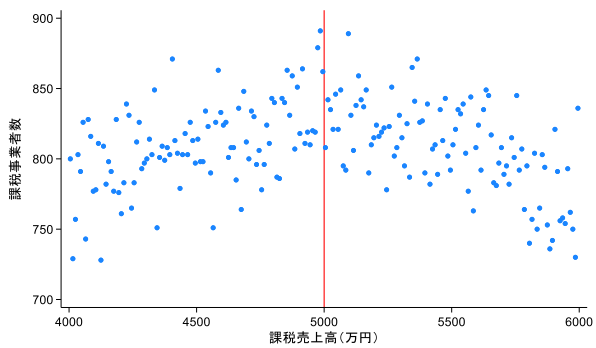
(3) 2018 年度



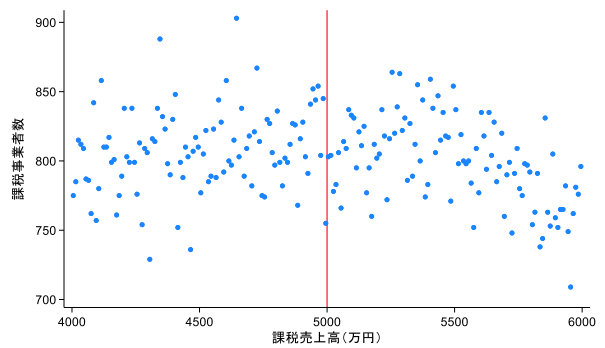
(4) 2019 年度



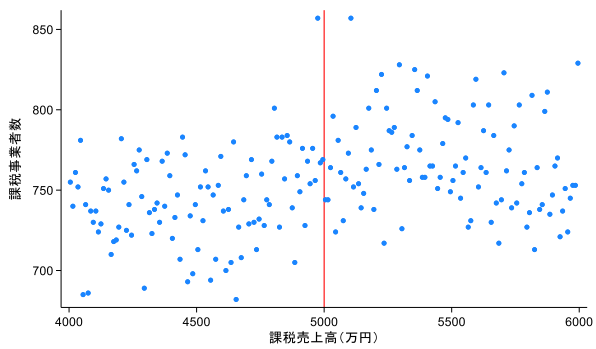
(5) 2020 年度



(6) 2021 年度



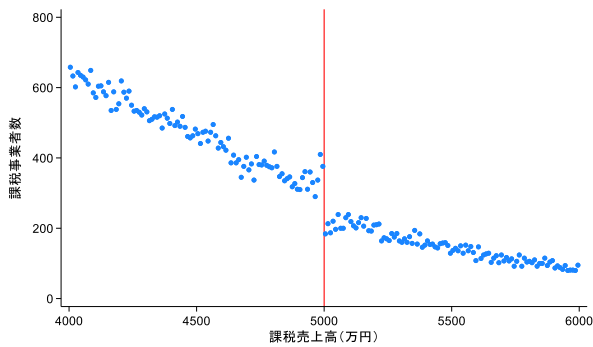
(7) 2022 年度



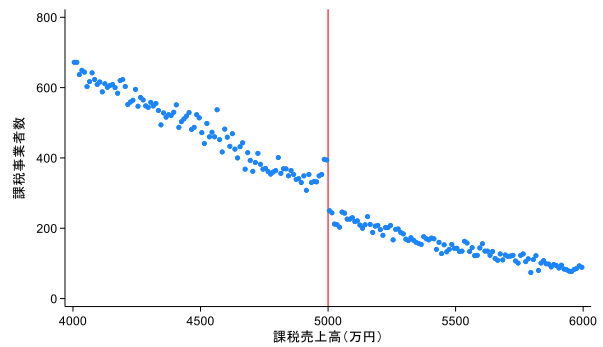
(出所) 消費税パネルデータを用いて筆者作成

図6 課税売上高 4000 万円以上 6000 万円未満の簡易課税適用法人の課税売上高分布

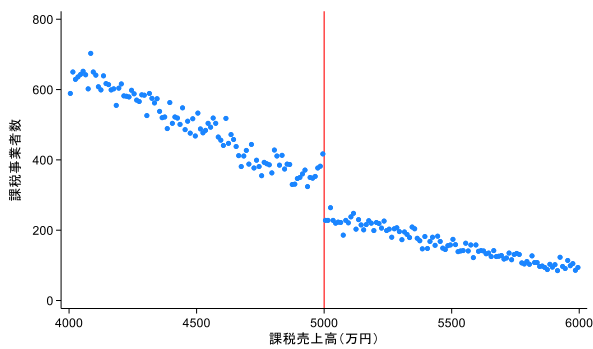
(1) 2016 年度



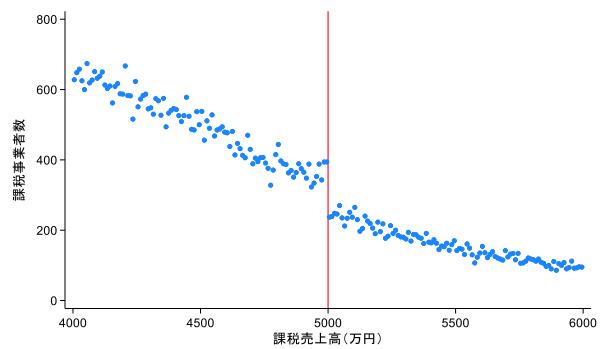
(2) 2017 年度



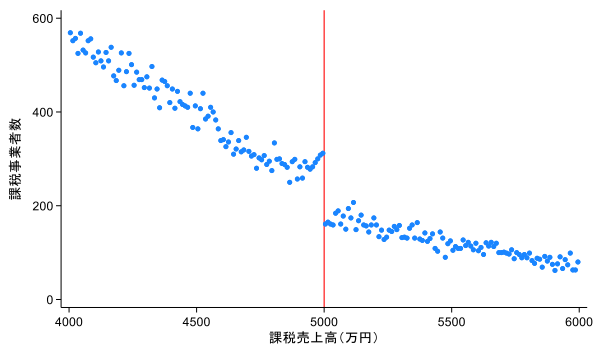
(3) 2018 年度



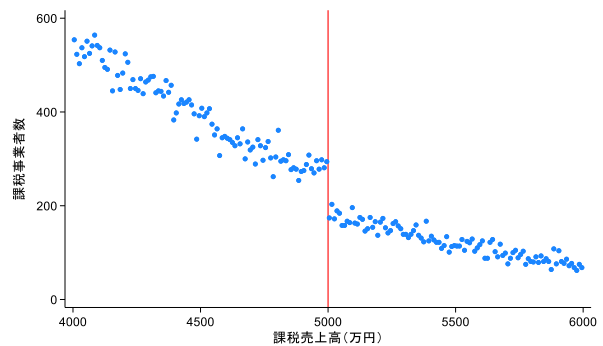
(4) 2019 年度



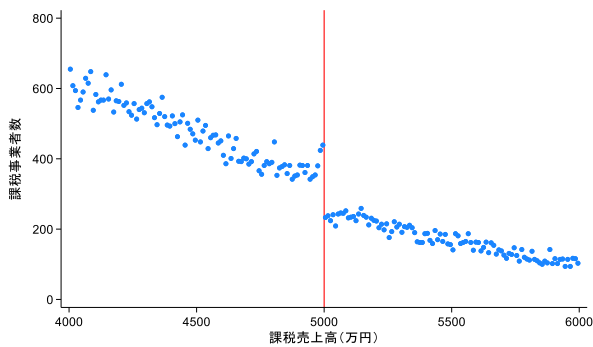
(5) 2020 年度



(6) 2021 年度



(7) 2022 年度



(出所) 消費税パネルデータを用いて筆者作成

5. 日本における COVID-19 拡大の経済への影響

本研究で構築した消費税パネルデータは、2016 年度から 2022 年度までの期間のデータである。この期間では COVID-19 の発生から収束後の回復期の当初までを含んでいることをふまえ、本節では、消費税パネルデータを用いた分析の一つとして、COVID-19 による経済への影響および回復過程を捉えることにしたい。

すでに第 2 節で示したように、消費税パネルデータは、付加価値の構造を詳細な区分で捉えることができるため、COVID-19 による経済への影響を詳細に比較、分析することが可能となる。本研究においては、第一段階として、属性による影響の違いを事業者（個人事業者および法人）別および大まかな業種別で捉えることにする。

本節では、経済への影響を捉えるにあたり、「課税標準額」および、消費税額から控除対象仕入税額を差し引いた「差引税額」の 2 つを用いる。課税標準額は、各事業者の課税標準額を積み上げたものである。取引構造が多層的であれば事業者の仕入れと売上を重複して計上していることになるが、多層的であっても取引構造が時間を通じて不変という前提をおけば、課税標準額の時間推移をもって経済的な影響の時間推移を捉えることは可能であろう。また、差引税額は、消費税額が課税標準額に基づいて計算され、控除対象仕入税額が課税仕入れの額に基づいて計算されていることをふまえれば、実質的に国内取引で生じる付加価値に対する税額を表しているといえる。したがって、差引税額は、取引構造の不変性という制約的な仮定を伴うことなく経済的な影響の時間推移を捉えられるし、国内取引で生じる付加価値の時間的推移を捉えていることから、既存の国民経済計算体系との比較も可能になる。

また、事業者の規模による影響をみるため、個人事業者と法人を区別して示している。なお、個人事業者については、第 3 節で言及したように、事業活動を行っている事業者の半数強しか捕捉できていないため、本節で示される時間的推移は、個人事業者のなかでも比較的大規模な個人事業者のみを捉えていることには注意が必要である。また、業種区分は、個人事業者と法人で異なるものを利用している。個人事業者における業種区分は、簡易課税制度における控除税額の計算のために用いられるみなし仕入率の事業区分に基づいている。一方、法人の業種区分は、法人税関係の租税特別措置を適用する場合に法人税申告書とともに提出する「適用額明細書」に記載する業種番号区分⁸に基づいている。さらに、法人は、輸出等の免税取引を行っている事業者が無視できない規模で存在することを考慮し、課税期間特例を選択している事業者を除外し、主に国内取引によって生じる経済的影響をみることにする。

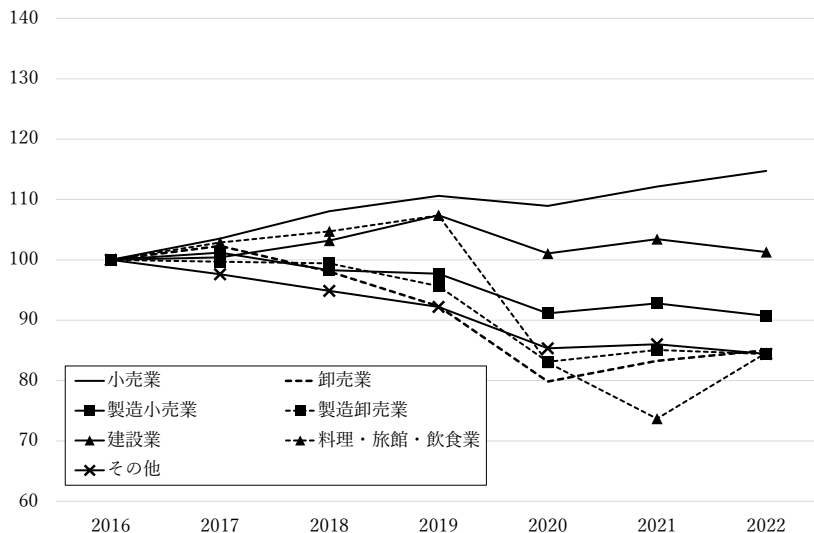
図 7 は、個人事業者の課税標準額と差引税額の推移を業種別にみたものである。図 7 (1) の課税標準額の推移をみると、全体的に減少傾向にあるなかで、とくに料理・旅館・飲食業が最も大きな打撃を受けていることがわかる。これに対して、小売業の COVID-19 の影響はほとんどみられず、その他の業種より早い回復過程をたどっていることがわかる。図 7 (2) の差引税額の推移をみると、課税標準額とは様相が異なる部分もみられる。COVID-19 による影響を最も受けたのは料理・旅館・飲食業で、2022 年度になってようやく回復基調に入っているものの、COVID-19 前の

⁸ 法人の業種番号区分の詳細は、たとえば、国税庁「適用額明細書の記載の手引（令和 7 年 4 月 1 日以後終了事業年度分）」<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/tekiyougaku/r07.htm>（2025 年 9 月 8 日閲覧）の「事業種目・業種番号一覧表」を参照されたい。

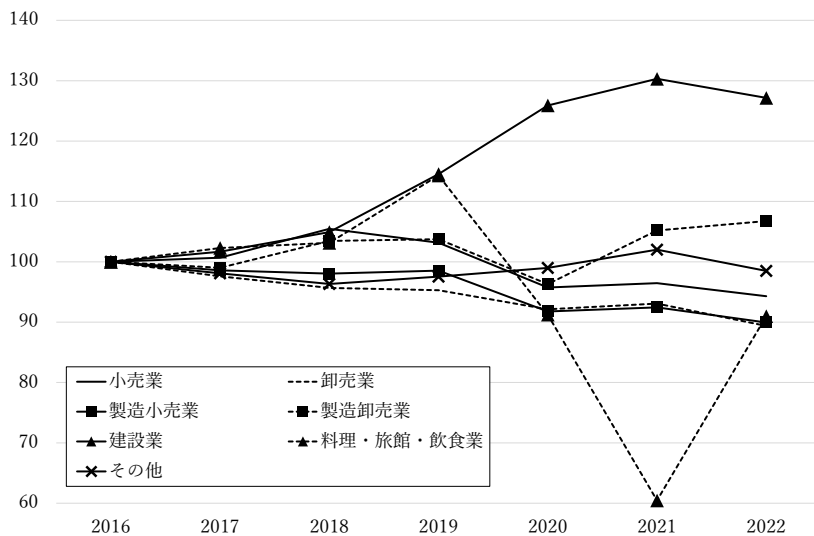
水準には戻っていない。また、小売業や卸売業、製造小売業は、COVID-19 以降漸減傾向にある。これに対して、建設業とその他の業種は COVID-19 の影響を受けておらず、製造卸売業は 2020 年度に一時的に低下するものの 2021 年度には COVID-19 前の水準に戻っていることがわかる。

図7 個人事業者の課税標準額と差引税額の推移

(1) 課税標準額



(2) 差引税額 (消費税額 - 控除対象仕入税額)



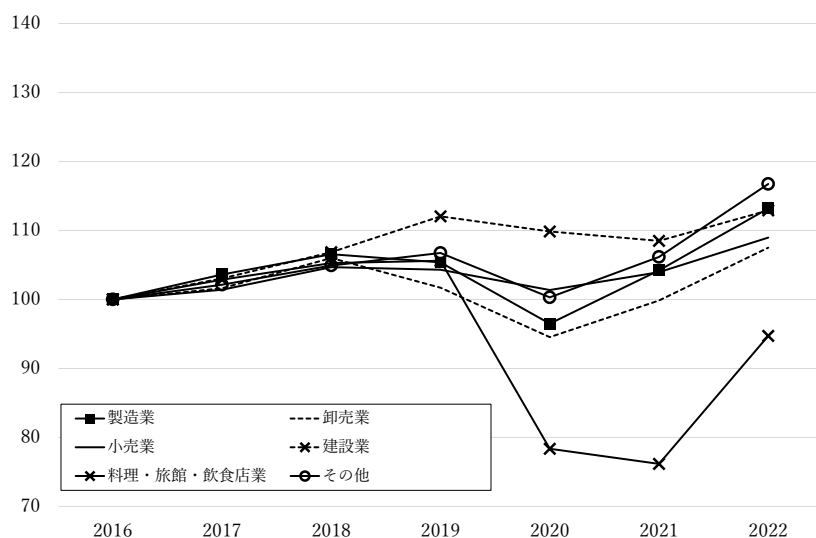
(出所) 消費税パネルデータより筆者作成

図8は、法人における課税標準額と差引税額の推移を業種別にみたものである。図8(1)の課税標準額の推移をみると、料理・旅館・飲食店業は 2020 年度から 2 年間にわたり落ち込んだが、2022 年度にようやく回復傾向にあることが示されている。これに対し、料理・旅館・飲食店業以外の業種の COVID-19 の影響は軽微で、2021 年度以降は上昇傾向がみられる。図8(2)の差引税額の推移をみると、料理・旅館・飲食店業は、2020 年度から 2 年間にわたって大きな打撃を受けたものの、2022 年度にはほぼ COVID-19 前の水準まで回復していることがわかる。他方、料理・旅館・飲食店業以外の業種においては COVID-19 による直接的な影響をほとんど受けていないこ

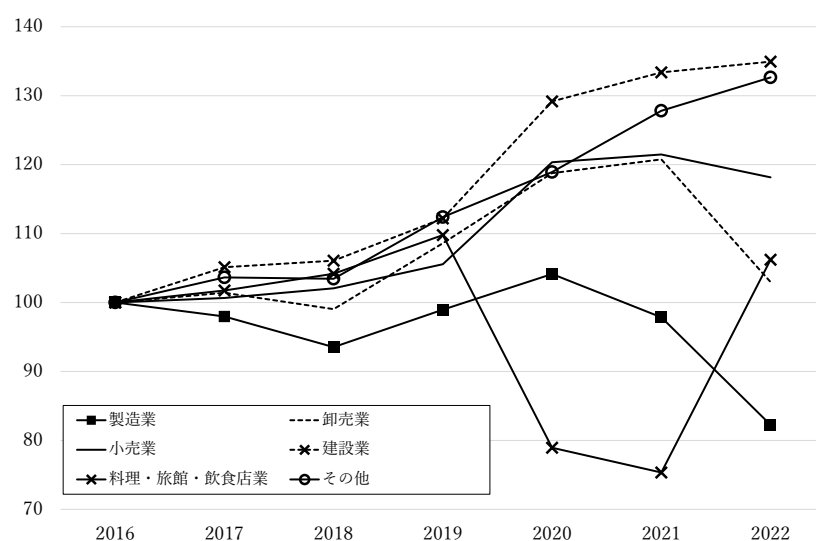
とがわかる。とくに建設業やその他の業種においては、COVID-19の影響を受けず、一貫して増え続けていることがわかる。

図8 法人の課税標準額と差引税額の推移

(1) 課税標準額



(2) 差引税額 (消費税額 - 控除対象仕入税額)



(出所) 消費税パネルデータより筆者作成

以上から、COVID-19による経済への影響および回復過程においては、消費税パネルデータでみるかぎり、2つの異なる傾向を見出された。一つは、COVID-19による業種別の影響では、料理・旅館・飲食に関わる業種で大きな打撃を受けたが、他の業態はほとんど影響を受けていないことである。そして、2020年度以降の回復過程においては、個人事業者が2019年度の水準までの回復である一方、法人はほとんどの業種で2019年度の水準よりも高くなっていることである。

6. 結論

本研究は、日本において 2022 年から利用可能になった税務データのうち、2016 年度から 2022 年度までの「消費税及び地方消費税の申告書」第一表及び第二表の個票データに基づいて構築した消費税パネルデータの社会的意義を示すとともに、このデータを用いた分析を行い、消費税パネルデータの利用可能性を示したものである。

消費税パネルデータには、個人事業者は比較的大規模な事業者に限定されているが全国の個人事業者の約半数を含み、法人はほぼ全てを含んでいる。消費税パネルデータは、その保持しているデータが消費税に関連する情報に限られるといった限界はあるものの、既存研究では解明できなかったことを明らかにできることに加え、既存の統計に比べて付加価値の構造をより詳細に捉えることができ、事業者単位でプーリングしていることによる情報量の増加も期待できる点で社会的意義を有している。

消費税パネルデータを用いて、既存研究で明らかにされていない点に関する分析を行ったところ、簡易課税制度による益税は過去の研究に比べて顕著に表れていないこと、および事業者免税点制度と簡易課税制度によって事業者の課税売上高分布における集積現象の存在が示唆された。また、消費税パネルデータの期間に COVID-19 の発生、拡大、収束が含まれていることから、消費税パネルデータを用いて COVID-19 の影響を捉えた。個人事業者、法人ともに、旅館や飲食に関わる業種が他業種に比べて大きな打撃を受け、回復度合いは低くなっているなどの特徴を見出すことができ、今後詳細な業種区分による捕捉の可能性を示すことができた。

最後に今後の課題として 2 点挙げておきたい。まずは、現段階のデータクリーニングにおいては消費税申告書の記載内容の整合性まで確認できておらず、今後も継続してデータクリーニングを進めてデータの精度を高めていくことである。もう一つは、消費税パネルデータを用いた経済分析である。次のステップでは、北海道から沖縄までの 47 都道府県別に税の動きを調べ、COVID-19 の影響をより大きく受けた地域と、そうでない地域の比較を行う。クラスター分析を用いれば、47 都道府県において、どのような県が類似の動きをしているか、さらにその要因も考察することが出来る。そのうえで、消費税パネルデータが詳細な区分で付加価値を捉えられる利点を活かして、大規模災害の発生により、どのような業種が影響を大きく受け、さらにその回復が早い業種と、なかなか回復できない業種の違い、その要因についても明らかにしたい。また、一つに分類されている業種でも、たとえば運輸業のように人を運ぶ運輸と物品を輸送する運輸がある。前者の人を運ぶ運輸は COVID-19 で大きな減少に直面している可能性はあるが、後者の物品を輸送する運輸は経済活動の維持に特に不可欠なため、COVID-19 の影響は比較的小さいと想定される。このように、業種の細分化も必要であると考えられる。

参考文献

- Harju, J., T. Matikka, and T. Rauhanen (2019) “Compliance Costs vs. Tax Incentives: Why Do Entrepreneurs Respond to Size-based Regulations”, *Journal of Public Economics*, 173(1), 139-164.
- Hosono, K., M. Hotei, and D. Miyakawa (2019) “Size-dependent VAT, Compliance Costs, and Firm Growth”, *RIETI Discussion Paper Series* 19-E-041
- Liu, L., B. Lockwood, M. Almunia, and E. H. F. Tam (2021) “VAT Notches, Voluntary Registration, and Bunching: Theory and U.K. Evidence”, *Review of Economics and Statistics*, 103(1), 151-164
- 市川翼・アルドチュルワンメナカ・恩地一樹(2021)「消費税における閾値と小規模企業の集積：2019 年増税への展望」『日本経済研究』, 80(2)、25-56
- 上田淳二・筒井忠 (2013)「消費税の税収変動要因の分析—産業連関表を用いた需要項目別の税額計算—」『財政研究』9、248-266
- 上田淳二・片野幹 (2020)「2011 年と 2015 年の産業連関表を用いた消費税の課税ベース推計」『財政研究』16、133-151
- 樽松良祐・山下哲一 (2025)「事業所母集団データベースの更なる整備に向けた取組」『フィナンシャル・レビュー』22-32
- 下山朗 (2020)「簡易課税制度による益税の推計と要因—『中小企業実態基本調査』を用いた実証分析—」『奈良県立大学研究季報』31(1)、1-20
- 鈴木善充 (2011)「消費税における益税の推計」『会計検査研究』43、45-56
- 鈴木崇文 (2023)「集群推定法とその進展」『フィナンシャル・レビュー』151、31-52
- 総務省統計局事業所情報管理課 (2023)「事業所母集団データベースと法人企業統計母集団名簿の法人数の比較等についての分析報告」事業所母集団データベース研究会 (第 19 回) 配布資料 参考 1 URL: <https://www.stat.go.jp/info/kenkyu/jsdb/si2023-19.html> (2025 年 9 月 2 日閲覧)
- 山田晃央 (2017)「消費税の事業者免税点制度の在り方についての一考察」『税務大学校論叢』第 88 号
- 吉野直行・羽方康恵 (2007)「税の所得弾力性の変化とそのマクロ経済への影響に関する実証分析」『財政研究』3、184-205

付録 申告事業者の課税売上高分布と課税標準額分布

消費税パネルデータで捕捉されている申告事業者について、課税売上高⁹階級別の申告事業者数分布を付表1に、課税標準額¹⁰階級別の申告事業者数分布を付表2に示している。なお、両付表とも、階級区分は総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査」の企業等に関する集計における売上（収入）金額の階級区分（8区分）を用いている。

付表1 課税売上高階級別申告事業者数

	2016	2017	2018	2019
300万円未満	88,742	91,430	93,375	95,596
300～1000万円未満	256,974	254,163	251,656	250,485
1000～3000万円未満	1,165,340	1,163,098	1,160,001	1,156,829
3000万円～1億円未満	843,091	843,403	844,990	849,867
1～3億円未満	419,850	422,335	425,752	429,159
3～10億円未満	203,540	206,348	209,822	212,094
10～100億円未満	99,501	101,928	104,150	104,970
100億円以上	14,638	15,200	15,688	15,643
合計	3,091,676	3,097,905	3,105,434	3,114,643

	2020	2021	2022
300万円未満	107,908	115,743	98,060
300～1000万円未満	338,489	354,129	241,948
1000～3000万円未満	1,137,176	1,129,074	1,106,645
3000万円～1億円未満	812,502	810,857	826,060
1～3億円未満	410,206	410,268	421,198
3～10億円未満	201,822	202,970	210,986
10～100億円未満	99,010	101,094	105,639
100億円以上	14,563	15,283	16,363
合計	3,121,676	3,139,418	3,026,899

(出所) 消費税パネルデータより筆者作成

⁹ 「課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（税抜き）」（免税売上げを含む）から「売上げに係る対価の返還等の金額（返品、値引き及び割戻しの金額で税抜きの金額）の合計額」を控除した金額

¹⁰ 「国内で行った課税資産の譲渡等の対価の額の合計額(税抜き)」(免税売上げを含まない)に「国内で行った特定課税仕入れに係る対価の額の合計額」を加算した金額（千円未満切捨て）

付表2 課税標準額階級別申告事業者数

	2016	2017	2018	2019
300万円未満	93,893	96,578	98,575	101,028
300～1000万円未満	259,639	257,183	254,703	253,377
1000～3000万円未満	1,165,595	1,163,201	1,160,310	1,156,897
3000万円～1億円未満	841,205	842,085	843,445	848,207
1～3億円未満	417,594	419,962	423,402	426,938
3～10億円未満	201,907	204,354	207,886	210,162
10～100億円未満	97,783	100,030	102,155	103,102
100億円以上	14,060	14,512	14,958	14,932
合計	3,091,676	3,097,905	3,105,434	3,114,643

	2020	2021	2022
300万円未満	113,590	121,627	104,175
300～1000万円未満	341,567	357,454	245,010
1000～3000万円未満	1,136,807	1,128,812	1,106,705
3000万円～1億円未満	810,535	808,902	824,257
1～3億円未満	408,037	407,901	418,940
3～10億円未満	199,883	200,984	208,730
10～100億円未満	97,334	99,195	103,577
100億円以上	13,923	14,543	15,505
合計	3,121,676	3,139,418	3,026,899

(出所) 消費税パネルデータより筆者作成